

## 2025(令和7)年度 両立支援等助成金

- |               |                              |
|---------------|------------------------------|
| 男性の育児休業取得促進   | >>> 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金) |
| 仕事と介護の両立支援    | >>> 2 介護離職防止支援コース            |
| 円滑な育児休業取得支援   | >>> 3 育児休業等支援コース             |
| 業務代替者への手当支給等  | >>> 4 育休中等業務代替支援コース          |
| 育児期の柔軟な働き方整備  | >>> 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース       |
| 仕事と不妊治療等の両立支援 | >>> 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース |

### 1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)



男性の育休取得促進にむけて

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

種別	要件	支給額
① 第1種 男性の育休取得	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目 20万円 2・3人目 10万円
② 第2種 男性の育休取得率の上昇等	育休取得率が30%以上UP & 50%達成 等	60万円

※第2種は1事業主につき1回限りの支給です。

※第2種申請後の第1種申請および同一年度内に第1種・第2種両方の申請できません。

※第1種の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給できません。

### 2 介護離職防止支援コース

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、介護両立支援制度を利用した場合などに受給できる助成金です。

種別	要件	支給額(※)
① 介護休業	対象労働者が介護休業を取得 & 職場復帰	40万円
② 介護両立支援制度	A:制度を1つ導入 & 対象労働者が当該制度を利用 B:制度を2つ以上導入 & 対象労働者が当該制度を1つ以上利用	20万円 25万円
③ 業務代替支援	(1)新規雇用 (2)手当支給等	20万円 A:介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受け入れ B:介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給 5万円 3万円

(※)支給額は、休業取得／制度利用者1人当たり。①～③それぞれ1事業主5人まで。制度利用期間に応じて増額あり。

### 3 育児休業等支援コース



円滑な育休取得・職場復帰にむけて

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

種別	支給額
① 育休取得時	30万円
② 職場復帰時	30万円

※①②とも1事業主2人まで(無期・有期1人ずつ)。

## 4 育休中等業務代替支援コース



まわりに気兼ねなく育休を取得できるように

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、

または代替要員を新規雇用(または派遣で受入)した場合に受給できる助成金です。

種別	要件	支給額※
① 手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務代替者に手当を支給	<b>最大140万円(A+B)</b> うち最大30万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :最大120万円(手当支給総額の3/4)
② 手当支給等 (短時間勤務)	短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	<b>最大128万円(A+B)</b> うち最大23万円を先行支給! A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :最大108万円(手当支給総額の3/4)
③ 新規雇用 (育児休業)	育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	<b>最大67.5万円(代替期間に応じた額を支給)</b> ○最短(7日以上14日未満): 9万円 ○最長(6か月以上) :67.5万円

(※)①~③全て合わせて1年度10人まで、初回から5年間支給。その他要件あり。

## 5 柔軟な働き方選択制度等支援コース NEW

柔軟な働き方選択制度を複数導入した上で、対象労働者が制度を利用した場合や、法で求める内容を上回る有給の子の看護等休暇制度を整備した場合に受給できる助成金です。

### ▼柔軟な働き方選択制度(5つ)

フレックスタイム制度  
時差出勤制度

テレワーク等

短時間勤務制度

保育サービスの  
手配、費用補助制度

子の養育を容易にする  
ための休暇制度

	支給要件	支給額
①	制度を3つ導入し、対象者が制度利用	20万円
	制度を4つ以上導入し、対象者が制度利用	25万円

※1事業主5人まで。異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

	支給要件	支給額
②	法を上回る有給の子の看護等休暇制度整備	30万円

※1事業主1回限り。

	加算要件	加算額
	①や②の制度について中学校修了までの子を養育する労働者が利用できるものとした場合	20万円

## 6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経(PMS(月経前症候群)含む。)や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

	支給要件	支給額
A	不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用	30万円
B	月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円
C	更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円

※それぞれ1事業主当たり1回限り。

◎支給申請書や記載例は、厚生労働省 HP からダウンロードできます。

◎その他詳しい支給の要件や手続等については、厚生労働省 HP をご参照ください。



両立支援等助成金 厚生労働省

検索

【お問い合わせ先】千葉労働局 雇用環境・均等室 電話：043-306-1860